

第 178 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年 12 月 23 日(月) 午後 3 時～午後 4 時 20分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (40名)

1 番 原 田 勲	2 番 安 部 備 造	3 番 石 原 敬 士	4 番 高 橋 恵 子
5 番 勝 田 律 江	6 番 内 田 吉 彦	7 番 藤 原 功	9 番 佐 伯 徳 明
10 番 若 槻 隆 季	11 番 濱 田 正 敏	12 番 山 内 博 文	13 番 宇 田 川 光 好
14 番 勝 部 定 次	15 番 藤 原 純 夫	16 番 森 山 富 夫	17 番 渡 部 光 義
18 番 藤 原 一 利	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫	21 番 若 槻 進
23 番 和 久 利 健	24 番 岩 田 康 男	25 番 藤 原 力 夫	26 番 石 原 隆 幸
27 番 立 石 覚	28 番 藤 原 修	29 番 金 倉 弘 美	31 番 大 坂 茂
32 番 福 本 成 美	33 番 安 部 仁 司	34 番 嵐 谷 和 則	35 番 松 原 康 夫
36 番 岩 田 孝 史	37 番 若 槻 保	38 番 高 橋 政 伸	39 番 田 部 一 夫
40 番 中 林 孝	41 番 澤 井 浩 二	42 番 吉 田 貞 一	43 番 内 田 勝 幸

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 吉 川 明 広

5. 欠席委員(3名)

8番 松原委員 22番 植田委員 30番 小池委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報 告 1 公共工事の施工に伴う廃土処理に係る届け出について

報 告 2 農地の合意解約に関する届け出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地利用集積計画の承認について(利用権の設定)

議案第4号 農用地利用集積計画の取り消しについて

そ の 他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	178回奥出雲町農業委員会総会を行います。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は1名。出席者は18名中17名です。過半数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、13番 宇田川委員、14番 勝部委員にお願いをいたします。それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。 第1号議案から第4号議案まで、順次行います。 報告第1号、公共工事の施工に伴う廃土処理に係る届け出についてを上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、公共工事の施工に伴う廃土処理に係る届出について、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和元年12月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積1654㎡、所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、工事発注者 奥出雲町、所在地 奥出雲町三成358番地1、請負業者 △△△△、所在地 ●●●●番 着工時期 令和元年12月5日、完了時期 令和2年3月31日、工事名 ▽▽▽▽工事、廃土量330㎡。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次、報告第2号、農地の合意解約に関する届け出についてを上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第2号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和元年12月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積5914㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、解約届出日 令和元年11月29日、解約成立日 令和元年11月24日、土地引渡時期 令和元年11月30日、解約の理由 賃借人の都合により。 番号2、農地の所在 □□□□番外3筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積2229㎡外で計7022㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、解約届出日 令和元年12月9日、解約成立日・土地引渡時期はいずれも令和元年11月30日、解約の理由 賃借人の都合により。 番号3、農地の所在 □□□□番外5筆、地目 登記簿/4 現況ともに田、面積2118㎡外で計6247㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、解約届出日・解約成立日・土地引渡時期はいずれも令和元年11月19日、解約の理由 賃借人の都合により。 番号4、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積400㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、賃借人氏名 一般社団法人奥出雲町農業公社、所在地 奥出雲町

事務局	三成358番地1 解約届出日・解約成立日・土地引渡時期はいずれも令和元年12月4日、解約の理由 農地転用し、防火用水を建築するため。 番号5、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積400㎡。賃貸人氏名 一般社団法人奥出雲町農業公社、所在地 奥出雲町三成358番地1、賃借人氏名 △△△△、所在地 ●●●●番、解約届出日・解約成立日・土地引渡時期はいずれも令和元年12月4日、解約の理由 農地転用し、防火用水を建築するため。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和元年12月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿現況ともに畑、面積は171㎡。権利種別 3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、100,000円です。 この案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。27番 立石委員。
27番	27番立石が補足説明させていただきます。この農地は□□□□地区の■■■■自治会にある農地でございます。○○○○さん△△△△さんともに■■■■自治会の方でございます。△△△△さんの農地に隣接したところに○○○○さんの農地がございましてそれを譲り受けたいという事でございます。△△△△さんは頑張って農業をやっておられまして耕作も十分されておりますので問題はないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。3条の有償移転です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説

議長	明してください。
事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。 令和元年12月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿 畑/現況 宅地、面積306㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、転用目的 一般個人住宅、施設 住宅、転用理由は追認です。会社従業員用の社宅として利用するため。除地については昭和50年代に県の同意を得ています。顛末書が出ています。 番号2、農地の所在 □□□□番外1筆、地目は登記簿/現況ともに畑、面積10㎡外で計16.68㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、転用目的 墓地、施設 墓地及び進入路、転用理由は、現在の山崩れの墓地を申請地に移転したい。除地については令和元年9月9日に県の同意を得ています。 番号3、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに畑、面積 10 ㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、転用目的 墓地、施設 墓地、転用理由は、現在の墓地は離れた山林の中にあり、管理が困難なので申請地に新設したい。除地については令和元年9月9日に県の同意を得ています。 以上の案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第2項第2号に規定する「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない場合の代替性なし」に該当するものと考えます。 以上ご審議よろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。23番和久利委員。
23番	番号1について23番和久利が補足説明させていただきます。現地は□□□□地区■■■■自治会の▽▽▽▽の手前の住宅団地の中でございます。▲▲▲▲の会社の従業員の社宅として利用しているところでございます。今回一部増改築をされる予定で調べてみたらどうやら手続きができていない所があるとわかったようでございまして、今回こういう形で申請が出ております。顛末書も出ております。よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって、議案第2号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第2号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。26番石原委員。
26番	番号2について26番石原が補足説明させていただきます。まず所在地ですが□□□□地区■■■■自治会内■■■■公会堂から南に250メートルくらい行ったところに申請者の○○○

26番	○さん宅があります。その北が今回の申請農地でございます。今お墓があるところは遠くはありませんが、小高い急傾斜地にあるため地面が年々ずってきているため危ないという事で移転することになりました。申請農地の他に適所が無かったため今回の申請となりました。周辺農地は藤原充男さんの農地でありますし近隣の方の許可もとれております。問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって、議案第2号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第2号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。15番藤原委員。
15番	番号3について15番藤原が補足説明させていただきます。この案件今年の5月22日第171回の総会時に農地の除外申請承認に伴う墓地移転でございます。その総会時に図面等でご確認頂きましたが□□□□の■■■■集落の○○○○さん宅の上の畑でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって、議案第2号番号3について可とすることに決しました。 次、議案第3号 農地利用集積計画の承認についてを上程いたします。利用権設定です。 事務局説明してください。
事務局	議案第3号、農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和元年12月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1 農地の所在 □□□□番外1筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積1799㎡外合計3613㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号2 農地の所在 □□□□番外2筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積は2140㎡外合計4748㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号3 農地の所在 □□□□番外1筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積は2305㎡外合計4117㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。

事務局	利用目的は田 期間は4年10か月 10a 当たりの賃借料は玄米60kgです。 番号4 農地の所在 □□□□番外8筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積 1894㎡外合計 13920㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は6,500円です。 番号5 農地の所在 □□□□番外5筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積 2118㎡外合計 6247㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年3ヶ月 10a 当たりの賃借料は玄米60kgです。 番号6 農地の所在 □□□□番外5筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積 2118㎡外合計 6247㎡ 内容は転貸です。利用権を設定する者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年3ヶ月 10a 当たりの賃借料は玄米60kgです。 番号7 農地の所在 □□□□番外1筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積802㎡外合計984㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年 10a 当たりの賃借料は玄米60kgです。 番号8 農地の所在 □□□□番外1筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積 1790㎡外合計 2983㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年 10a 当たりの賃借料は10,000円です。 番号9 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿/現況ともに田 面積811㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年 10a 当たりの賃借料は総額玄米30kgです。 番号10 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿/現況ともに田 面積1639㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は15,000円です。 番号11 農地の所在 □□□□番外4筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積1147㎡他合計 4099㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米41kg 総額玄米60kgです。 番号12 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿/現況ともに田 面積2069㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は10,000円です。 番号13 農地の所在 □□□□番外2筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積1716㎡外合計 6254㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年 10a 当たりの賃借料は玄米32kg 総額玄米150kgです。
-----	---

事務局	番号14 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿/現況ともに田 面積1444㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年 10a 当たりの賃借料は玄米15kgです。 番号15 農地の所在 □□□□番外2筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積945㎡外合計3737㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年 10a 当たりの賃借料は7,843円 総額20,000円です。 番号16 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿/現況ともに田 面積3698㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年 10a 当たりの賃借料は玄米70kg 総額玄米210kgです。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の条件である「全ての農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する事、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議の程宜しくお願い致します。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。20番八澤委員。
20番	番号1について20番八澤が補足説明させていただきます。場所は□□□□の町から■■■■へ渡っていきまして、踏切を渡りまして200mくらい上がったところに△△△△さんの家がありましてその前の田です。△△△△さん、ちゃんとやっておられますし、再設定でもありますのでよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。再設定です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次、議案第3号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。24番岩田委員。
24番	番号2について24番岩田が補足説明させていただきます。当該農地は□□□□地区■■■■自治会の中にある農地でございます。○○○○さん、△△△△さんともに■■■■自治会の方でございます。場所は■■■■の▽▽▽▽の田です。これまで△△△△さんが利用権を設定して耕作をやっておられましたが、△△△△さんに経営を移譲していくという事で今回期間がきたものについて、実質再設定ですが△△△△さんに移譲するという事で新規扱いになっております。管理はきちっとされておりまして、圃場管理も適正でありますので問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号2について承認することに決しました。 次、議案第3号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。25番藤原委員。
25番	番号3について25番藤原が補足説明させていただきます。場所は□□□□自治会です。■ ■■■自治会内に▽▽▽▽があり、その脇に町道がございます。その町道を●●●●方面に 上がりますと、川のほうに向かって農道がございます。その農道を下がっていきますと、川のすぐ 横に今回の申請地がございます。先月、◇◇◇◇さんという方との契約を承認いただきました が、その圃場まで20mくらいのところがございます。耕作者は■■■■自治会の△△△△さん で、◇◇◇◇さんと〇〇〇〇さんの圃場を耕作されています。貸出人の〇〇〇〇さんは◆◆の ほうへ出ておられますが、家のほうは□□□□の方にありまして、時々帰られて家の管理とか圃 場の周りなど草刈をしておられます。圃場もきちんと耕作されており、再設定ですので、ご審議の ほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号3について質疑に入ります。再設定で す。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号3について承認することに決しました。 次、議案第3号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。26番石原委員。
26番	番号4について26番石原が補足説明させていただきます。まず所在地ですが□□□□自治 会内の□□□□公会堂の周辺に5筆ございまして、そこから北へ400m地点に1筆、さらに300 m地点に3筆ございます。〇〇〇〇さんは普段大工をしておられまして近年大工仕事が忙しく農 業に力が入れないため若手で頑張っておられる△△△△さんをお願いしたいということで今 回の申請になりました。また、△△△△さんも規模拡大を検討していたところでしたのでちょうどよ かったとの事です。△△△△さんの所有農機具は少ないですが、▼▼▼▼のオペレーターとし て活躍されており耕作に必要な機械は▼▼▼▼を経由して使われるそうです。△△△△さんの 農地も適切に管理されており、今回の賃貸借契約について問題はないと思われます。ご審議の ほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員 よって議案第3号番号4について承認することに決しました。 次、議案第3号番号5、番号6について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 28番藤原委員
28番	番号5、番号6について28番藤原が補足説明をさせていただきます。この案件ですが、先ほど〇〇〇〇さん、△△△△さんの合意解約がありましたでしたがその農地でございます。今まで作られていた△△△△さんが耕作が難しくなったということで、この度、■■■■■が農業公社を介しまして作られるという事でございます。契約期間と10a当たりの賃借料は今までされていた7年前の契約に合わせたという事でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号5と番号6については関連しておりますので一括質疑に入ります。新規でございますが、〇〇〇〇さんが農業公社に出されて、■■■■■の方へ転貸するという案件でございます。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号5、番号6について承認することに決しました。 次、議案第3号番号7から番号9について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。36番岩田委員。
36番	番号7から番号9まで36番岩田が補足説明させていただきます。 番号7ですが、〇〇〇〇さんの圃場を△△△△さんが借り受けるという事で、場所は■■■■■自治会にあります。再設定ですので、問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。 番号8についてですが、出し手は同じで〇〇〇〇さん、受け手は□□□□さんです。これも同じ■■■■■自治会内です。再設定ですし、□□□□さんも熱心にやっておられますのでよろしくお願いいたします。 番号9についてですが、出し手が◇◇◇◇さん受け手が□□□□さんです。場所は▼▼▼▼の隣にある圃場になります。これも再設定ですので問題ないかと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号7について質疑に入ります。再設定です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号7について承認することに決しました。 次、議案第3号番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか。

議長	(はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号8について承認することに決しました。 次、議案第3号番号9について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号9について承認することに決しました。 次、議案第3号番号10から番号12について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 39番田部委員
39番	39番田部が番号10から番号12まで補足説明させていただきます。 まず10番でございますが、□□□□から50m■□■□のほうに行ったところにある田んぼでございます。この場所は非農地証明の目合わせ会をいたしました畑の下にある田んぼでございます。○○○○さんは▽▽▽▽の方で国道をコンバインやトラクターでガタガタ上がると皆様に迷惑が掛かるので、是非近くの△△△△でやっていただきたいという事でございます。こちらも再設定です。よろしく願いいたします。 次に、11番ですが先ほどのところから300m行きますと▼▼▼▼を入りまして●●●●を後戻りするようなことになりますが、◇◇◇◇の下にある田んぼです。棚田になっている田んぼです。この度新規でございますが、何年も前から作っておられます。 次に、12番ですが、■□■□の駅を30m上がり左に行きます◆◆◆◆を渡って100m突き当りにある田んぼです。これも再設定ですので問題ないかと思います。ご審議よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号10について質疑に入ります。再設定です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号10について承認することに決しました。 次、議案第3号番号11について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号11について承認することに決しました。

議長	次、議案第3号番号12について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号12について承認することに決しました。 次、議案第3号番号13から番号15について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 41番沢井委員
41番	41番沢井が番号13から番号15まで補足説明させていただきます。 まず番号13から14でございますが、□□□□の、■■■■から▽▽▽▽のほうへ約6km上がった地点の圃場になります。○○○○さんの隣近所である△△△△さんや◇◇◇◇さんが作るという設定でございます。 次に番号15は、以前より△△△△さんが○○○○さんから借りて作っておられましたが、手続き上今回新規となっております。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号13について質疑に入ります。新規です。集落の担い手がない農地を、若い人たちが分け合って、先月は農地を買われましたが、今月は集積をして守っていくという案件でございます。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号13について承認することに決しました。 次、議案第3号番号14について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 続いて、議案第3号番号15について質疑に入ります。新規となっておりますが、△△△△さんが借りていた農地を○○○○さんに返すという案件です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 番号14、番号15について一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号14、番号15について一括承認することに決しました。
15番	次、議案第3号番号16について担当委員の補足説明をお願いいたします。15番藤原委員。
議長	15番藤原が番号16について補足説明させていただきます。この案件、平成21年8月20日第53回の総会で□□□□、○○○○さんの○○さんと△△△△さんとの新規について期間10年の承認をいただいております。この度娘さんである○○○○さんと引き続きの再設定になります。場所は■■■■集落、△△△△さん宅近くの田んぼになります。認定農業車両もございます。ご承認よろしくをお願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号16について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号16について承認することに決しました。 次、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の取り消しについてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の取り消しについて意見を求める。令和元年12月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、番号2の案件につきましては、□□□□在住の〇〇〇〇さんから、一般社団法人奥出雲町農業公社を経由し、△△△△へ転貸というものです。先月、25日開催の第177回総会にて議決がなされましたが、これらの案件につきましては、書類不備にも関わらず上程したものです。そのため、今回の案件について、農用地利用集積計画の取り消しを行うものです。今回承認されましたら、町で取り消しの公告をしていただく予定です。以上、ご審議の程宜しくお願い致します。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。不備による取り消しです。 質疑ございませんか。 (はいの声) 取り消しを承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 取り消しを承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号1について取り消しを承認することに決しました。 以上、上程いたしました議題はすべて終了いたしました。その他について事務局お願いいたします。
事務局	その他について何点か報告させていただきます。 ○活動記録簿について 皆様のお手元に2020年版の活動記録セットを配布させていただいています。1月分からは、この用紙に記入いただき、ミシン目で切り離して、翌月の総会時に提出いただきますようお願いいたします。これまで、記入いただいた日報については、12月分までこれまで通りお願いいたします。1月からは月1枚になります。該当のあるところに時間数を記入してください。また、出し手、受け手の利用調整や、話し合いへの参加をされた際は、裏面に記入いただきますようお願いいたします。 ○意向調査について 本年8月、9月に実施いただきました利用状況調査につきまして、意向調査書を作成いたしました。荒廃Aと判定された農地について、これまで意向調査を行っていないものを対象としており

事務局	ます。各地区ごとに、農振部会委員の皆様にお配りをしております。1月31日を回答期限としておりますので、よろしくお願いいたします。 町外の住所の方や、所有者が不明という案件につきましては、事務局へお返してください。こちらで対応いたします。お手数おかけしますがよろしくお願いいたします。 また、非農地判断については、現在整理中です。法令上は総会の議決権はなく、職権で判断できるのですが、近隣の市町村が所有者の承諾を得ているという状況がございますので、非農地判断された農地の所有者の方に承諾をとっていただき、それをもって農業委員会の方で判断をさせていただきたいと思っています。承諾を得た農地については、非農地通知を発送します。承諾書については、来月1月の総会でお配りいたしますので、よろしくお願いいたします。 ○農業委員、農地利用最適化推進委員の募集開始 今月の自治会回覧にて、「農業委員、農地利用最適化推進委員の募集について」を配布しています。募集要項については、農業委員会の窓口でお渡しできます。また、ホームページからダウンロードできるように準備を進めています。できるだけ、多くの方にご応募いただきますようお願いいたします。 ○令和元年度普及活動・試験研究発表会の開催について 今月の自治会回覧にて、「農業委員、農地利用最適化推進委員の募集について」を配布しています。皆さんのお手元にもお配りしております。募集要項については、農業委員会でお渡しできますので、できるだけ、多くの方にご応募いただきますようお願いいたします。 ○マイナンバーの積極的な取得と利活用について 全国農業会議より協力依頼がきております。まだ、カードを作っておられない方は、取得についてご検討いただきますようお願いいたします。 ○視察研修の収支計算書の配布について(森山振興部会長より) 先般行いました視察研修について収支計算書を配布しております。 互助会会計から393,243円支出させていただきました、ご報告いたします。 ○意見書について(森山振興部会長より) 農振部会にて、町への意見書について協議いたします。先般の視察研修をふまえ、有害鳥獣被害防止対策とします。農振部会で決定した後、来月中に町長へ提出する予定です。
議長	以上で総会を終わりたいと思います。 次回の農業委員会は1月23日の予定です。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長 18番 (印)

議事録署名委員 13番 (印)

議事録署名委員 14番 (印)